

レポート・論文における自己剽窃行為について

すでにレポート・論文における盗用・剽窃行為について説明し、それが不正行為とみなされることを指摘しました。しかし、これと同様に重大な不正行為に、レポート・論文における自己剽窃があります。

自己剽窃とは、自分が以前に発表したアイディア、文章、データまたはそれらの一部を、以前に発表したことを明示せずに、再利用することです。大学での例をあげると、以前に自分が書いたレポート・論文またはその一部を、適切な引用や註釈なしに、他の科目（再履修の同じ科目も含む）のレポート・論文に使用することが、自己剽窃にあたります。これは明らかに不正行為です。なぜなら、レポート・論文で他者の考えを参照する場合に、その出典や引用元を明記する必要があるのと同様に、たとえ自分が以前に書いたレポート・論文またはその一部を使用する場合であっても、出典や引用元を再度明記する必要があるからです。それを書かないのは適正な行為ではありません。さらに困るのは、そのような書き方をしていると、今自分が考え書いているものと、以前に他者または自分が考え書いたものとの区別がつかなくなることです。この部分が本当に自分で真剣に考えて書いた内容であるということを証明するためには、自分が以前に書いたレポート・論文の一部であったとしても、それが何年何月にどのようなタイトルでどのような科目に提出したレポートの何ページに書いたものなのかを、適切に註に記載する必要があります。

大学における自己剽窃の別の例は、ある科目で提出したのと内容が同一または大幅に重複するレポート・論文を別の科目（再履修の同じ科目も含む）に提出することです。これは2つの意味で不正行為です。第1に、出典や引用元を明記すると否にかかわらず、自分がある科目のために書いたレポート・論文を、あたかも新しく書いたレポート・論文であるかのように別の科目に提出することは、適正な行為ではありません。レポート・論文は、それを書く者の知的思考とその成果を求めているからです。（たとえば、ある作家の「書き下ろし」として刊行された著作を購入したところ、それが表紙とタイトルを変えただけの過去の作品であったとするなら、あなたは「騙された」「裏切られた」と思うでしょう。）第2に、たとえ与えられた課題が類似のものであっても、科目が異なると思考の前提や方法が異なるので、レポート・論文の内容や結論が異なっても当然です。それにもかかわらず、自分が考え書いたのだからという理由で、内容が同一または大幅に重複したレポート・論文を異なる科目に提出することは、適正な行為とはみなされません。これは最小限の労力で単位を「稼ごう」とする行為であり、書く者が「知的思考をしなかった」ことを証明するものに他なりません。したがって、たとえ与えられた課題が類似のものであるとしても、科目ごとに、出典や引用元を明記した異なるレポート・論文を作成し提出することが求められます。もちろん、以前に書いた自分のレポート・論文を下敷きに、自分の考えをさらに発展させることは推奨されます。この場合、過去のレポート・論文を適切に引用してください。

剽窃、自己剽窃を含むすべての不正行為に対して、本学は厳正に対処します。「どうせ気がつかないだろう」という安易な考えは今すぐにやめてください。システム上でチェックすると、以前に自分が提出した論文も含めてすべての論文の内容検索が自動的に行われます。検索の結果、類似度や引用の有無が明らかになります。十分に注意の上、レポート・論文の執筆にあたってください。